

日本語 English 簡体中文 繁體中文 한국어 español

Itoman City 糸満市

文字サイズ | 背景色 | |

トップ **いとまん 観光ナビ** 事業者の方へ 行政

TOP > 組織 > 教育委員会 指導部 学校教育課

TOP > 分野 > お知らせ

いいね! 0

## 認定こども園に関する地域説明会

糸満市の市立保育所および幼稚園から認定こども園への移行など（閉園含む）に関する計画や認定こども園の内容について

### 対象者

糸満市住民で参加希望者

### 日時・場所

次の日程表のとおりを実施します。概要は全地区共通となっていますので、都合の良い日程で参加してください。

※質疑応答がある場合は該当地区でのご参加をお願いします。

地区	月/日（曜日）	時間	場所
高嶺地区	9/2（金）	19：00～20：00	高嶺幼稚園
兼城地区	9/14（水）	19：00～20：00	座波保育所
西崎地区	9/16（金）	19：00～20：00	西崎幼稚園
糸満地区	9/20(火) ※1	19：00～20：00	糸満市役所3-C会議室 ※2
潮平地区	9/21（水）	19：00～20：00	潮平幼稚園
三和地区	9/23（金）	19：00～20：00	米須保育所

※1 延期となった糸満地区の代替日が決まりました

※2 場所について、糸満保育所から糸満市役所3階 3-C会議室となりました。

[認定こども園に関する地域説明会資料\(660KBytes\)](#)

### 備考

駐車場はございませんので車での来場はご遠慮ください。

また、お子さんを連れてのご来場もご遠慮ください。

### 問い合わせ先

教育委員会指導部学校教育課  
学務係

電話 098-840-8165

FAX 098-840-8161

福祉部児童家庭課  
計画係

電話 098-840-8131

FAX 098-840-8154

[戻る](#)

## 高嶺地区 地域説明会（補足説明）

・高嶺区域においては、市立高嶺幼稚園のほかに、私立のちくば認定こども園があります。また現在、こひつじ保育所が施設整備を進めており、平成 29 年 4 月には、平成 30 年度に必要とされる教育・保育ニーズ推計量 187 人を上回る 273 人の定員が確保されます。そのことにより、高嶺幼稚園の利用児童は 10 人以下となることが予想されます。

集団の小規模化は適切な教育・保育環境を損なうおそれがあるとともに、現施設が老朽化により危険な状態にあることから、平成 29 年 4 月に高嶺幼稚園を閉園し、その児童の受け皿を区域内 2 園で確保致します。また、公立での教育保育を希望する方には、他の市立こども園、幼稚園において、受け皿を確保してまいります。

小学校への就学については、公立、私立を含めた保幼小連携事業を教育委員会が責任をもって実施することにより、幼児教育の充実及び円滑な就学を確保してまいります。

## 兼城地区 地域説明会（補足説明）

・兼城区域においては、市立兼城幼稚園及び市立座波保育所のほかに、私立の津山幼稚園があります。

平成 30 年度を見据えた教育・保育のニーズ量に対応するため、保育所の創設や認定こども園の整備を進めております。

一方、公立施設での保育士及び幼稚園教諭不足から、教育保育量の確保が困難となっており、早急な改善が求められております。これらの課題を解決するために、市立兼城幼稚園及び市立座波保育所を統合し、市立幼保連携型認定こども園へ移行することにより、土曜日等の開所や保育時間延長等、保護者のニーズに柔軟に対応できる教育保育環境を整えていきます。また、市内の公立施設の再編による正職員比率向上等により、教育保育の質の向上を図り、3 歳児からの幼児教育提供、保育所等利用待機児童の解消、貧困対策等を実現したいと考えております。

幼保連携型認定こども園は、育ちの連続性を保障する役割を担うとともに、地域の子育て支援を行います。更に、小学校への就学については、公立、私立を含めた保幼小連携事業を教育委員会が責任をもって実施することにより、幼児教育の充実及び円滑な就学を確保してまいります。

## 西崎地区 地域説明会（補足説明）

・西崎区域においては、市立西崎幼稚園及び市立光洋幼稚園の 2 幼稚園がありますが、保育所及び小規模保育事業は全て私立で運営されております。

市内でも、最も保育所など利用待機児童の集中している区域であることから、市立西崎幼稚園においては放課後の預かり保育を実施している状況ですが、土曜日や長期休業日の開所や保育時間の延長が課題となっております。

平成 30 年度を見据えた教育・保育ニーズ量に対応するため、幼保連携型認定こども園、小規模保育施設の創設などによりその整備を進めてまいりました。しかし、一定規模以上の用地確保が困難なことから、実際の申し込み状況を勘案しながら、公立幼稚園の教室の増設を条件とした民間への公募を行うなど、更なる西崎区域への受け入れ枠を増やすための整備を推進することが必要と考えております。

また、公立施設での保育士、幼稚園教諭不足から、教育保育量の確保が困難なことと、近隣の小規模保育事業所で2歳児までを過ごした後の連携先確保が課題となっており、その早急な改善が求められております。

これらの課題を解決するために、施設整備及び職員の確保に迅速な対応が可能な、民間活力を活用し、市立光洋幼稚園を私立幼保連携型認定こども園に移行し、保護者のニーズに柔軟に対応できる教育保育環境を整えるとともに、現在の公立職員を他の公立施設に再配置することにより、教育保育の質の向上を図り、3歳児からの幼児教育提供、保育所など利用待機児童の解消、貧困対策などを実現したいと考えております。

同時に、市立西崎幼稚園を3歳児からの市立認定こども園へ移行し、土曜日、長期休業日の開所や保育時間延長への対応、近隣の小規模保育事業所における卒園後の連携施設と位置付け、育ちの連続性を保障する役割を担うとともに、地域の子育て支援を行いたいと考えております。

小学校への就学については、公立、私立を含めた保幼小連携事業を教育委員会が責任をもって実施することにより、幼児教育の充実及び円滑な就学を確保してまいります。

## 糸満地区 地域説明会（補足説明）

・糸満区域においては、市立糸満幼稚園、市立糸満南幼稚園及び市立糸満保育所のほかに、私立のゴスペル幼稚園、私立のこひつじ保育所、みなみ保育園、みつる保育園、さわやか保育園、すぎの子保育園がり、私立小規模保育事業所として、あいらす保育園、ココカラ保育園があります。

平成29年4月には、平成30年度の教育・保育ニーズ推計量817人に対して890人の定員が確保されます。しかし、公立施設での保育士、幼稚園教諭不足から教育保育量の確保が困難となっている状況と、市立糸満幼稚園及び市立糸満保育所は老朽化が進んでいることから、その早急な改善についても求められております。

これらの課題を解決するために、施設、設備及び職員の確保に迅速な対応が可能な民間活力を活用し、新たに糸満南小学校跡地に私立幼保連携型認定こども園を創設するための公募を行い、現在の市立糸満幼稚園及び市立糸満保育所の受け皿を当該認定こども園へ移行するとともに、公立職員を他の公立施設に再配置することにより、教育保育の質の向上を図り、幼児教育提供、保育所等利用待機児童の解消、貧困対策等を実現します。

同時に、市立糸満南幼稚園を3歳児からの市立認定こども園に移行し、近隣の小規模保育事業所における卒園後の連携施設と位置付け、育ちの連続性を保障する役割を担うとともに、地域の子育て支援を行います。

小学校への就学については、公立、私立を含めた保幼小連携事業を教育委員会が責任をもって実施することにより、幼児教育の充実及び円滑な就学を確保してまいります。

## 潮平地区 地域説明会（補足説明）

・潮平区域においては、市立潮平幼稚園があり、保育所及び小規模保育事業は全て私立で運営されております。市内では最も保育所等利用待機児童の集中している区域であります。

平成30年度の教育・保育ニーズ推計量に対して受け入れ定員が不足していることから幼保連携型認

定こども園、小規模保育事業の創設などによりその整備を進めてまいりました。しかし、一定規模以上の用地確保が困難なことから近隣の兼城地域の教育・保育量で対応することが必要と考えております。

また、公立施設での保育士、幼稚園教諭不足から教育保育量の確保が困難なことから、近隣の小規模保育事業所で2歳児までを過ごした後の連携先確保が課題となっており、その早急な改善が求められます。

これらの課題を解決するために、施設・設備及び職員の確保に迅速な対応が可能な民間活力を活用し、市立光洋幼稚園を私立幼保連携型認定こども園に移行し保護者のニーズに柔軟に対応できる教育保育環境を整えるとともに、現在の公立職員を他の公立施設に再配置することにより教育保育の質の向上を図り、幼児教育提供、保育所等利用待機児童の解消、貧困対策等を実現します。

同時に、市立潮平幼稚園を3歳児からの市立認定こども園に移行し、土曜日等の開所や保育時間延長への対応や近隣の小規模保育事業所における卒園後の連携施設と位置付け、育ちの連続性を保障する役割を担うとともに、地域の子育て支援を行います。

小学校への就学については、公立、私立を含めた保幼小連携事業を教育委員会が責任をもって実施することにより、幼児教育の充実及び円滑な就学を確保してまいります。

### 三和地区 地域説明会（補足説明）

・三和区域においては、市立認定こども園へ移行した喜屋武こども園及び真壁こども園、市立米須保育所及び市立米須幼稚園があります。

平成29年4月には、平成30年の教育・保育ニーズ推計量243人を上回る282人の定員が確保されます。しかし、公立施設での保育士不足から、教育保育量の確保が困難なことから、市立米須小学校に隣接した市立米須幼稚園園舎の老朽化により、平成20年度より市立米須小学校校舎を転用し、現在まで運営を行っております。

市立米須小学校校舎は、旧耐震時（昭和56年）の建築であり改築対象として、平成26年度に『米須小学校・幼稚園・保育所改築基本設計報告書』を作成し、小学校校舎の改築とともに、幼稚園園舎の改築（4,5歳児の2か年保育）及び将来的な幼保一体化施設として保育所の改築を計画してまいりました。

しかし、その後の公立幼稚園を取り巻く状況は大きく変化し、0歳から5歳までを対象とした、幼保連携型認定こども園の整備を早急に取り組む必要が出てきました。

これらの課題を解決するために、施設、設備の整備及び職員の確保に迅速な対応が可能な民間活力を活用し、新たに米須地域内に私立幼保連携型認定こども園を創設するための公募を平成28年度中に行い、平成31年度までには現在の市立米須幼稚園及び市立米須保育所の受け皿を、当該認定こども園に移行するとともに、公立職員を他の公立施設に再配置し教育保育の質の向上を図り、幼児教育提供、保育所等利用待機児童の解消、貧困対策等を実現します。

尚、それまでの間の市立米須幼稚園における預かり保育については、今年度同様継続する予定であり、小学校への就学については、公立、私立を含めた保幼小連携事業を教育委員会が責任をもって実施することにより、幼児教育の充実及び円滑な就学を確保してまいります。

市立米須小学校の改築につきましても、平成29年度に実施設計を行い、平成30年度に建設着工、平成31年度の新校舎移転を予定しています。

## 高嶺地区 認定こども園に関する地域説明会 Q&A

日 時：平成28年9月2日（金）19：00～

場 所：糸満市立高嶺幼稚園

質疑応答	
Q1.高嶺幼稚園が閉園となった場合、次年度、高嶺地区の5歳児は地域の民間こども園に確実に入園できますか。3、4歳児の時点で入園しないと入れないのですか。	A1. これまでだと高嶺幼稚園に入園予定であった5歳児の1号認定子どもの教育については、保護者が不安なく居住地近くの園を選択できるよう高嶺地区の民間こども園と利用調整を図っていきます。保育の必要性のある2号認定子どもについては、これまで通り、市の保育施設等利用調整の基準に基づいて、施設利用を調整してまいります。なお、幼児教育の重要性に鑑み、3歳から幼児教育を提供できるよう整備を進めてまいります。
Q2.平成29年4月時点での高嶺地区における認定こども園の整備状況は、どうなりますか。	A2. 高嶺地区では、平成28年4月から社会福祉法人のちくばこども園が既に開園しているところであり、現在、改築中のこひつじ保育園が平成29年4月に幼保連携型認定こども園に移行する予定です。この2施設の定員は、高嶺地区の教育・保育のニーズ量を大きく上回っております。従来、保育が必要でありながら幼稚園の降園後に学童保育などを利用していた方も、今後、保育が必要な2号認定を受けて8時間以上の保育を受けることが可能になります。
Q3. 例えば、保護者が体調を崩してしまった場合、幼稚園から認定こども園に移行したとしても、引き続き利用は可能ですか。	A3. 病気等で、子どもを保育することができない場合や家族の介護が必要な場合も保育を必要とする要件に該当しますので、保育の認定を受けて認定こども園を利用することができます。
Q4. 1号認定子どもで入園し、保護者の都合で14時にお迎えすることができなくなった場合はどうなりますか。	A4. 常態として月64時間以上の保育を必要とする場合には、2号認定子どもとして認定を受けて利用することができます。勤務形態がフルタイムの場合

	<p>合は1日11時間の利用が基本となり、120時間未満のパートタイム勤務の場合は8時間を基本として利用することができます。</p>
<p>Q5. 夏休みなどの長期休業期間でも利用できますか。</p>	<p>A5. 保育が必要な2号認定子どもについては、長期休業期間でも保育所と同じようにこども園を利用することができます。1号認定の場合は、学校と同じ取扱いになるのでお休みになります。</p>
<p>Q6. 1号認定子どもで、校区外の子どもが認定こども園に通っている場合において、他の地域から校区内の子どもが希望して入ってきたら、元から在園する校区外の子どもは転園せざるを得ないのですか。</p>	<p>A6. 基本的には在園児は継続して利用することが可能です。高嶺地区の子どもで、現在は他区域の施設を利用している方が、高嶺地区のこども園を希望し、その定員以上の申込があった場合は、新規児童について利用の調整をします。その際、在園児の中で、区域外から入所している子どもの中で、他の教育保育施設の利用を希望する者がいる場合は、居住する校区内の教育保育施設に移れるよう調整を図ります。保護者の同意がない場合においても、2号認定定員の中で、対応できないか調整を図ります。</p>
<p>Q7. 定こども園には、幼稚園教諭と保育士の両方の資格・免許を有する職員が配置されるとあるのですが、職員の確保は本当に出来るのですか。</p>	<p>A7. 認定こども園の保育教諭については、平成32年3月までには、両方の資格を持つ必要があります。現在、幼稚園教諭、保育士の片方しか免許を持っていない方で、実務経験がある方には、もう一方の資格を取りやすいよう特例による履修科目を習得することで、免許が得られる特例制度があります。その制度の活用を促し、職員の確保に努めてまいります。なお、糸満市の採用試験では、幼稚園教諭と保育士の両方の資格所持が必須となります。</p>
<p>Q8. 将来、小学校に就学した際に祖父母が放課後の面倒を見る予定なので、保護者の居住地と違う校区の小学校へ入学させたいと思っています。高嶺幼稚園が閉園となった場合、他の施設から高嶺小学校への入学が可能ですか。</p>	<p>A8. 教育委員会が指定する各小学校の通学区域外の入学については、一定の条件を満たしていれば特例として認められる場合があります。ご質問のように放課後の児童の居場所が祖父母の居住地である場合は、通学区域外の小学校への入学が可能です。</p>

<p>Q9. 既存の社会福祉法人の認定こども園のカリキュラムは、こども園移行の前後でどのように変わりましたか。</p>	<p>A9. 幼保連携型認定こども園のカリキュラムは、公立・私立ともに幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って策定された全体的な計画と指導計画により編成されます。この要領では、環境を通して行う教育及び保育を行うことを基本とし、小学校教育との円滑な接続に配慮し、多様な園児が利用できるように特に配慮すべき事項が明記されております。</p> <p>既に認定こども園に移行した私立保育所におけるカリキュラムについては、移行前から小学校への円滑な接続に配慮されたものであったことから大きな変更はありませんでした。また、1号認定子どもが教育時間外（早出、延長）の利用を求める場合は、一時預かり事業を付加サービスとして提供しています。</p>
<p>Q10. 幼児教育対象になる児童には、就学案内の通知が役所から送られてきますか。</p>	<p>A10.平成29年度の3歳児・4歳児・5歳児クラスの年齢に該当する子がいる世帯には、市内の利用可能なこども園、幼稚園、保育所の一覧及び利用手続きの流れを示した案内文書を送付します。また、市の広報誌、ホームページでも案内を行います。</p>

※類似している質疑に対しては集約してありますので、ご了承ください！